

令和2(2020)年度栃木県温室効果ガス排出削減シナリオ策定業務委託に係る質問内容及び回答

番号	質問内容	回答
1	<p>(業務内容) 第5条一に次の記述があります。 「前年度に県が行った算定方法に基づき算定するほか」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度の算定をするため「栃木県 GHG 算定システム (EXCEL データ)」を貸与いただけると思います。こちらは、Microsoft Excel があれば操作可能と考えればよろしいでしょうか (特殊なソフト等必要でしょうか)。また、算定の際に必要な県の統計データはご提供いただけますか。 	<p>Microsoft Excel があれば操作可能です。 算定に必要な統計データについては、原則、県 HP や国会図書館等で自ら収集していただきますが、公開されていないものは県から提供します。 なお、昨年度算定に用いた統計データ (一覧及びデータ資料) はあらかじめ提供します。</p>
2	<p>(業務内容) 第5条二に次の記述があります。 「各要因の設定については設定過程において県と協議の上で決定すること」。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この要因は、「栃木県地球温暖化対策実行計画 (2016~2020 年度)」の各「施策」と関連付ける必要はありますか。通常、自治体を実施する「施策」は定量化が難しいこと。また、定量化できた場合でも削減量が小さく。地域の排出量への寄与度は小さいと想定されます。一部の「施策」を要因とするイメージでしょうか。 	<p>各種要因の設定に当たっては、環境省が行う温室効果ガス排出量の要因分析と同様の要因設定を基本としますが、近年の気候変動による気温上昇は考慮してください。そのほか、本県独自の要因追加等については、県と受託者で、企画提案書の内容も踏まえながら協議していく予定です。</p>
3	<p>(業務内容) 第5条三に次の記述があります。 「推計にあたっては、各部門における本県の実情を踏まえた人口予測や経済予測、気候変動等を踏まえ」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2050 年度の人口、経済、気候変動影響については、本業務にて、栃木県独自の推計を行う想定でしょうか。 	<p>人口、経済、気候変動影響については、国の予測を基本としつつ、県政の基本指針である「とちぎ元気発信プラン」と、「とちぎ創生15戦略」等の県関連計画等を参考に本県の実情を踏まえ設定してください。</p>
4	<p>(業務内容) 第5条五は先進的施策の調査とあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先進的施策は、国内のみならず海外調査も必要でしょうか。 	<p>本県の実情を踏まえて、実現可能な施策について調査することを目的としているため、海外調査を含むことに支障はありません。</p>
5	<p>(業務内容) 第5条六に次の記述があります。 「6月上旬を目処に、第一号に基づく 2017 年度排</p>	<p>前年度に県が行った算定方法に基づき算定してください。</p>

	<p>出量の算定結果について、説明資料を作成する」。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2017年度の排出量の算定結果は、前年度に県が行った算定方法に基づき算定することによってよろしいでしょうか。それとも、新たな算定方法による算定結果も必要でしょうか。 	
6	<p>(業務内容) 第5条六に次の記述があります。</p> <p>「イ 8月上旬を目処に、第一号から第四号についてとりまとめを行い、削減シナリオ及び庁内外向け説明資料(概要版)を作成する」。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概要版の作成後、次に工程になると思います。 <p>⇒実際に庁内外に説明し、フィードバックを受ける、この「庁内外への説明」と「フィードバックによる概要版の修正」は、本業務に含まれますか。</p>	<p>「庁内外への説明」については業務外となりますが、「フィードバックによる概要版の修正」については業務に含まれます。</p>
7	<p>仕様書の「業務内容」の一について、森林等の吸収源は算定対象になりますでしょうか。</p>	<p>森林等の吸収源は算定対象外です。</p> <p>将来推計・削減シナリオの作成においては、森林吸収源による吸収量は、県が提供するデータを用いてください。</p>
8	<p>仕様書の「業務内容」の二について、対象を「非エネルギー起源温室効果ガス排出量及び各部門から排出されるエネルギー起源温室効果ガス排出量」とされていますが、エネルギー起源CO2排出量(部門別)の他に非エネルギー起源温室効果ガスのCH4、N2O、HFC等4ガスについても増減要因分解を行うという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>排出増減の要因が複数あると判断されるものについては、基本的に分析対象と考えていますが、県と受託者で、企画提案書の内容も踏まえながら協議していく予定です。</p>
9	<p>仕様書の「業務内容」の六について、6月上旬を目処に2017年度排出量の算定結果の説明資料を作成とありますが、業務開始からあまり時間がないことから現状の方法で2017年度値を算定し、その後に改めて算定方法見直し及び再算定を行うことになりませんか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
10	<p>新型コロナウイルスの影響で現在出社ができないため、資料の印刷・郵送、社印の押印が難しい状況です。各種提出書類(参加表明書、確認書、提案書、見積書)について、押印していない電子版をメールで暫定的に提出し、出社が可能になった後に改めて押印・印刷版を提出する、という対応は可能でしょうか。</p>	<p>各種提出書類について、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため正本の提出が難しい場合は、押印したものの写しをPDFとしてメール提出してください。</p> <p>各種提出書類への押印が難しい場合は、新型コロナウイルス感染症の影響により代表者印の押印が</p>

	<p>うか。また、電子版をメールで提出することが可能な場合、提案書以外は正本・副本の区別は不要でしょうか。</p>	<p>できない旨の理由書（※）の提出をもって、書類を受け付けます。</p> <p>ただし、審査を開始する前営業日である5月15日（金）17時までに押印した書類の提出をお願いします。</p> <p>※理由書には、①新型コロナウイルス感染症の影響により押印が困難である理由、②申請内容（本理由書を含む）につき、社内における決裁権限を有するものにより了承されていること（決裁権限を有するもの及び本申請に係る担当者の氏名、部署、連絡先電話番号を付記）を記載してください。</p> <p>押印していない提案書以外の書類について、正本・副本の区別は不要です。</p> <p>（正本・副本の区別についてですが「提案書副本には参加者名を記載しないこと」「参加表明書等の副本は正本の写しでよいこと（押印はもとめない）」です。）</p>
11	<p>打ち合わせについて、「業務着手時1回、中間時1回、業務完了前1回、その他必要に応じて、随時実施」と仕様書に記載されておりますが、新型コロナウイルス COVID-19 に対する緊急事態宣言等による外出自粛要請が長引いた場合、Zoom や Skype 等によるオンラインでの実施は可能でしょうか？</p>	<p>打ち合わせの方法については、今後の状況を見ながら検討する予定です。</p>